第十四条の二　［略］

2　［略］

3　身上報告書を提出する場合には、次に掲げる書類（第一号から第三号までに掲げる書類にあっては、指定日前一月以内に作成されたものに限る。）を併せて提出しなければならない。

［一～五　略］

［4・5　略］

（提出書類の特例）

第二十四条　この省令の規定によって申請書、申出書、請求書又は届出書に併せて提出すべき書類について、存続組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることができるときは、当該書類の提出を省略することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第五条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する省令（平成二十七年財務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	
（改正後国共済規則の準用）	
第二条　改正後国共済規則第一章から第三章までの規定（第八十五条の八第二項の規定を除く。）は、平成二十四年一元化法附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付（以下「経過的長期給付」という。）の支給に関する業務について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
［略］	［略］
第八十五条の七第一項及び第八十五条の八第一項	［略］
第八十五条の八第三項	令附則第五条第三号
［略］	［略］
2　［略］	

改正前	
（改正後国共済規則の準用）	
第二条　改正後国共済規則第一章から第三章までの規定は、平成二十四年一元化法附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付（以下「経過的長期給付」という。）の支給に関する業務について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
［同上］	［同上］
第八十五条の七第一項及び第八十五条の八	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
2　［同上］	

第十四条の二　［同上］

2　［同上］

3　身上報告書を提出する場合には、次に掲げる書類（第一号から第三号までに掲げる書類にあっては、指定日前一月以内に作成されたものに限る。）を併せて提出しなければならない。ただし、存続組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。

［一～五　同上］

［4・5　同上］

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。